

ふるさと同級会 25 応援事業

～市内で開催される 25 歳の同級会の経費の一部を助成します～

この事業は、関係人口の増加と若者交流活動の支援を図るために、市内で開催される 25 歳の同級会に係る経費の一部を助成するものです。

Ｕターンや定住を促進するためには、地元の親しい友人から糸魚川暮らしの良さを改めて伝えていただくなどの働きかけが効果的であると考えております。

同級会がＵターンや定住について語り合っていたいただくきっかけとなり、ふるさと糸魚川への思いを改めて感じていただく機会となれば幸いです。

■同級会とは

□市内の学校等を卒業した者（以下「会員」という。）を対象として開催される同級会

※学校等とは、市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校です。

□同一の学校等を単位とした同級会。

※同クラスを単位とした同級会を含みます。

※複数の学校等の合同での開催も対象となります。



■補助要件（次のいずれにも該当する場合が対象となります。）

□同一の学校等を単位とした同級会で、市内で開催されるもの。

□会員の出席者数が概ね 10 人以上で、かつ、市外に住所を有する会員が 3 人以上出席する同級会。

※当日欠席等により補助要件を満たさない場合は、補助金を交付しません。

□同級会開催時に出席者に対し、市県が提供する移住定住支援施策等パンフレットを配布してください。

□市県が行うアンケートにご協力ください。

■補助金額

□上記補助要件を満たす同級会の出席者数に応じて、次の計算式で求めた金額とします。

計算式：市内在住者×3,000 円 + 市外在住者×5,000 円

※同一の同級会に対する助成は、年度内 1 回のみ。

※一人に対する助成は、年度内 1 回のみ。（複数の同級会に出席された場合も、助成は 1 回のみ）

■交付申請

□同級会の出席者である主催者（幹事等）が申請できます。

□同級会開催予定日の 14 日前までに交付申請書ほか以下の書類の提出をお願いします。

□収支予算書、出席者予定者名簿（当日の出席者の氏名、居住する市区町村を記載）の提出が必要となります。

□申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状の提出が必要です。

☐開催案内文書などがありましたら、あわせてご提供ください。

■交付決定

☐市は、申請書を受理・審査した後、「交付決定通知書（または、不交付決定通知書）」を送付します。

■概算払

☐交付決定後、同級会の主催者の方は、補助金概算払を行いたい場合は、「概算払申請書」の提出をお願いします。

☐添付書類は以下のとおりです。

☐収支決算書

☐出席者名簿（氏名、居住する市区町村を記載）

■実績報告

☐同級会の主催者の方は、**同級会終了後 30 日以内（年度末は 3 月 31 日まで）**に「実績報告書」の提出をお願いします。

☐添付書類は以下のとおりです。

☐収支決算書

☐領収書（懇親会費の領収書は出席人数がわかるもの・請求明細書添付可）

☐出席者名簿（氏名、居住する市区町村を記載）

☐出席者全員がわかる集合写真（本人の同意が得られない場合は、集合写真の提供を免除できる。）

☐**出席者名簿と集合写真により、実績報告内容の確認及び補助金額の確定**を行います。

■補助金の支払い

☐補助金の確定額は、交付決定額を上限とし、実績報告に基づく**実際の出席者数に応じた金額**となります。

（交付決定額よりも減額になった場合は「補助金等確定通知書」を送付します。）

☐補助金の支払いは、補助金額確定後に申請のあった口座へ振込となります。

■申請様式等

☐市役所産業労働課にご用意しております。

☐市のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.>

☐予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します。今年度中に同級会を計画している方は、お早めにご相談ください。

■問合先 糸魚川市産業労働課しごと定住係（TEL 025-552-1511）